

独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成26年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の年度計画（平成26年度）を次のとおり定めます。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

1．事務及び事業の見直し

（1）経費削減に向けた取組

経費の削減

法人全体の固定的な経費については、業務の効率化等により、平成25年度から平成26年度までの実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額と比較し、8%以上の削減となるよう取り組みます。

工場別及び本局の固定的な経費については、平成25年度から平成26年度までの実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額を下回るよう取り組むとともに、研究所の固定的な経費については、次期改刷に向けた偽造防止技術等の研究開発に影響を及ぼすことを踏まえつつ、効率的な研究開発を実施し、可能な限り削減に向けて努めます。

（参考）前中期目標期間までの固定的な経費の平均額

582億円

注1）法人全体の固定的な経費＝工場の固定的な経費＋販売費及び一般管理費（当期総製造費用からの振替額を除く。）

工場の固定的な経費＝当期総製造費用（版面等費用を除く。）

－変動費

変動費＝原材料費＋外注加工費＋時間外手当（当期総製造費用に係るものに限る。）

注2）中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正をします。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、固定的な経費から除くものとします。

効率化の推進に向けた指標の設定

業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として、平成26年度の経常収支率の実績値が100%以上になるよう取り組みます。

また、法人全体の管理運営の効率化に関する指標として、平成25年度から平成26年度までの売上高販管費率（研究開発費を除く。）の実績平均値が、前中期目標期間までの実績平均値を下回るよう取り組みます。

(参考) 前中期目標期間までの売上高販管費率の平均値

9.4%

注1) 経常収支率

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

注2) 売上高販管費率

$$\text{販売費及び一般管理費（研究開発費を除く。）} \div \text{売上高} \times 100$$

注3) 売上高販管費率については、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合、算定要素ごとに必要な修正をします。

また、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、算定から除くものとします。

なお、変動費については、毎年度国が定める日本銀行券（以下「銀行券」という。）の製造計画や各官庁等が発注するその他の製品の製造量により左右されますが、個々の費目特性に応じて、可能な限りコス

トの縮減を図ります。

そのため、変動費の大宗を占める原材料費については、市況の変動等外的要因に左右される面を有していますが、引き続き、材料品質の低下やばらつき等品質上の問題が発生しないよう十分に留意しつつ、調達価格の抑制に向けて努めます。

原価管理システムについては、円滑な運用により、引き続き原価計算を効率的に実施するとともに、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握し、経営管理情報として活用します。また、標準原価計算を採用していることから、原価差異の発生状況や発生原因に係る情報を関係部門間で共有する等の取組を行い、コスト意識の更なる向上に取り組めます。

(2) セキュリティ製品事業における取組

セキュリティ製品事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していきます。また、偽造防止技術を高度化するため、各種製品や外国紙幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図ります。

(3) 情報製品事業における取組

情報製品事業については、官報の製造等に従事する職員へのインサイダー取引の発生防止に向けた教育を行うなど、公開前情報に係る情報管理を徹底するとともに、迅速かつ確実な製造体制の維持・向上を図ることにより、国の要請にも的確かつ柔軟に対応していきます。

なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わないものとします。

(4) その他業務の見直し

診療所の管理運営の効率化

診療所の管理運営については、不測の事態が生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつつ、経費の削減に取り組み、更なる効率化を図ります。

輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び工場等の警備業務については、極めてセキュリティ性の高い製品等を扱っていることを踏まえ、盗難・流出、偽造防止等の秘密情報の漏えい等の様々なリスクを想定し、不断の見直しを行うことにより、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討します。

2. 組織の見直し

(1) 虎の門工場印刷機能の移転等

虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内（東京都北区）への移転については、平成26年4月に東京工場を発足させるとともに、官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないように配慮しつつ、平成26年度中に両工場を統合します。

(2) 人件費の削減

人件費の削減については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら取り組むとともに、今後の政府における総人件費削減の取組を踏まえて対応します。

(3) 職員宿舎の廃止・集約化

山の手線内にある宿舎（神宮前第2宿舎、払方宿舎、薬王寺宿舎）に

ついて、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、廃止・集約化に向けて取り組みます。また、その他の宿舎についても必要性を厳しく見直し、引き続き削減に向けた取組を行います。

3 . 保有資産の見直し

印刷局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、見直しの結果遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。

(1) 虎の門工場敷地の適切な処分

平成 26 年度に虎の門工場の印刷機能を滝野川工場敷地内へ移転し、移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行います。

(2) 西ヶ原第 2 敷地の適切な処分

西ヶ原第 2 敷地については、国庫納付の方法等について関係部局等と協議を行い、適切な処分に向けて取り組みます。

(3) 廃止宿舎の適切な処分

職員宿舎の見直しに伴い廃止することとした宿舎について、宿舎廃止の進捗状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行います。

(4) 小田原工場に隣接する施設に係る検討

小田原工場に隣接する体育館及び厚生館については、災害時の活用の在り方等について小田原市との意見交換等を行った上で、保有の必要性や有効活用の方法について検討します。

4 . 内部管理体制の強化

(1) リスク管理及びコンプライアンスの確保

リスク管理については、リスク情報の迅速な把握及びフォローアップを行うなど、適切な管理を行い、リスク管理の徹底に引き続き取り組みます。

コンプライアンスの確保については、コンプライアンスに関する研修、講演会及び各機関での巡回説明会の実施、コンプライアンス・マニュアルを活用した職場内ミーティングの実施など、継続的な取組により、職員のコンプライアンス意識の高揚を図るとともに、監事による監査などを通じて、更なるコンプライアンスの確保に努めます。

(2) 情報の管理

秘密管理に関する規則等の遵守状況の点検などを通じて、偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底します。

また、情報セキュリティ事故が多発する社会情勢を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施や規則等の遵守状況の点検を通じて、情報の漏えい防止等、情報セキュリティの確保に取り組みます。

(3) 製品の管理

製造工場において、製品の取扱規程の遵守状況について点検を実施し、製品の管理・数量管理を徹底します。

また、警備体制の維持・強化を図り、製品の盗難を防止します。

(4) 防災管理

地震などの災害発生時における速やかな業務回復を図るため、地震対策マニュアルに基づいた訓練を行うなど防災管理体制の維持・充実に取り組みます。

また、主要業務（銀行券、旅券、官報）の事業継続計画（BCP）については、平成25年度の原案をもとに関係府省等との協議を進め策定を行うとともに、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、事業継続マネジメント（BCM）を導入し、運用を開始します。

5 . その他の業務全般に関する見直し

（1）給与水準に関する取組

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を印刷局ホームページにおいて公表します。

さらに、監事により給与水準のチェックを受けます。

（2）随意契約等の適正化の推進

契約については、偽造防止等の観点から真にやむを得ないものを除き、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進します。

具体的には、印刷局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を印刷局ホームページにおいて公表します。

競争性のある契約を行う場合には、企画競争を含めて一者応札・一者応募となっている案件について、仕様書の点検・見直しを実施するなど、競争性、透明性の確保に取り組みます。

また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保に向けた取組内容については、契約監視委員会の点検を受けます。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けます。

(3) 業務・システムの最適化計画の実施

「印刷局ネットワークシステム」について、最適化計画に基づき、新技術の導入及び機器の見直し等により、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働及び情報セキュリティの確保に取り組めます。

(4) 公益法人等への会費支出の見直し

公益法人等に対する支出の適正化・透明性を強化する観点から、印刷局の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないものとし、真に必要があって会費の支出を行う場合は必要最低限のものとするなど着実に見直しを行うとともに、印刷局ホームページにおいて支出内容を公表します。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

1. 通貨行政への参画

(1) 銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画

通貨制度の安定に寄与するため、国際会議への参画や国内外における通貨関係当局との情報交換等を通じ、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術、改刷の準備状況等について調査を行います。

また、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、銀行券の種類、様式等に関する改善や目の不自由な人も安心して使用できる工夫について、偽造防止技術の高度化、識別容易性及び利便性の追求、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省との連携を強化しつつ、不断に検討を行います。

(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

銀行券の次期改刷も見据え、独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化を図るため、研究開発の基本計画に基づき、効率的かつ効果的な研究開発を進めます。

具体的には、容易に真偽判別可能な偽造防止技術や新たな機械読取技術など、対人及び対機械行使を対象とした偽造抵抗力の強化に向けた研究開発を進めます。また、高品質で均質な銀行券製造を維持するための仕上機の開発など、合理化・効率化に向けた設備開発に取り組むとともに、印刷工程における新たなインキ開発など、銀行券製造技術の高度化を図ります。

さらに、デザインと偽造防止技術を融合させた次期銀行券仕様について検討するとともに、ユニバーサルデザインなど銀行券の識別容易性の向上に取り組めます。

研究開発の実施に当たっては、研究開発評価システムの運用を通じて、事前、中間、事後の評価を徹底し、研究開発活動を活性化するとともに、評価結果を踏まえ計画の必要な見直しを行う等、効率的な研究開発の推進や質の向上に向けて取り組めます。

また、国内外の会議、学会等への参加などを行うほか、知的財産力の強化に向けて、創出された研究成果を迅速かつ的確に特許出願するとともに、適切な維持管理に取り組めます。

なお、平成26年度の目標を、以下のとおりとします。

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 国内外の会議、学会等での発表・参画 | 60件以上 |
| ② 特許の出願件数 | 60件以上 |

(3) 国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国内外における銀行券の偽造や偽造防止技術等の動向について、適宜、財務省と情報交換を行います。また、研究開発成果等について、財務省に報告し、意見交換を行います。さらに、国際的な広がりを見せる通貨

偽造に対抗していくため、財務省と一体として、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的な情報交換を行います。

通貨偽造事件に際しては、国内外当局等と協力して迅速・確実に真偽鑑定を実施するとともに、国内外当局等との連携を強化し、緊急改刷の必要が生じた場合においても適切に対応します。

(4) 銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のため、銀行券に関する情報について、財務省及び日本銀行と連携しつつ、印刷局のホームページや博物館の展示等を通じて、国民に広く分かりやすく提供します。

ホームページによる銀行券の仕様や偽造防止技術等に関する情報発信については、ホームページのリニューアルを行い、より分かりやすく利便性を向上させるとともに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の導入を行うなど、コンテンツの更なる充実に取り組みます。

博物館については、常設展示の更新や最新情報の提供による展示内容の充実、来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示の開催、外部のイベントへの出展や収蔵品貸出による協力、講演等の実施により、銀行券に関する情報を提供します。

さらに、目の不自由な人も銀行券を容易に識別できるような方法により、必要な情報の提供を行います。

また、必要に応じて、通貨関係当局と連携し、現金自動預払機などの現金取扱機器の製造業者等に対し、機密保持に配慮した上で、情報の提供を行います。

(5) 国際対応の強化

財務省と一体として通貨行政を担いつつ、通貨に関する課題に対応し、銀行券の製造について国際的な水準を維持するため、海外の関係当局との連携や情報交換等を円滑に行います。

具体的には、海外の銀行券製造機関等との相互訪問を行い、偽造防止技術等に関する情報交換を実施するとともに、国際会議への参画により、海外の関係当局との連携や情報交換等を積極的に行い、国際対応の強化に取り組めます。

(6) 製品設計力の強化

銀行券のデザインを含めた製品設計については、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザインと偽造防止技術の融合を図るなど、次期改刷を見据えた製品設計力の強化に取り組めます。

なお、引き続き原版彫刻などの伝統的な工芸技術の維持・向上に取り組めます。

2. 銀行券の製造等

(1) 銀行券の製造

財務大臣の定める製造計画の確実な達成

投資効果を勘案しつつ高機能設備の導入及び更新を行うことにより、製造体制の合理化・効率化を図り、財務大臣の定める銀行券製造計画を確実に達成します。

柔軟で機動的な製造体制の構築

銀行券の製造に当たっては、緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更に対しても、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより対応していきます。

高品質で均質な銀行券の製造

銀行券の品質については、国民の信頼を損なうことのないよう徹底した品質管理を行います。

具体的には、品質管理・検査装置の導入・拡大等により品質管理を

徹底し、引き続き高品質で均質な銀行券の製造に取り組みます。

また、品質管理手法等の活用などを通じて、前中期目標期間（平成15年度を除く。）までの実績平均値を100とした総合損率の相対比率について、本中期目標期間中の実績平均値が製紙・印刷部門とも100以下となるよう損率の低減又は維持に取り組みます。

（２）外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組

偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・向上及び国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて取り組みます。このため、平成26年度においては、引き続き調査及び情報収集などを行うとともに、外国技術者の研修受入れや専門技術者の育成・派遣などに取り組みます。

3．旅券、印紙等の製造等

偽造抵抗力を必要とする銀行券以外のセキュリティ製品については、偽造防止技術の開発の推進と情報管理の徹底を図るとともに、高品質を保持しつつ、安定的かつ確実な製造を行います。

製造に当たっては、作業者の多能化の推進、工場間の製品交流等を実施するとともに、受注環境の変化に応じて製造体制の合理化・効率化を図り、コストの抑制に取り組みます。

また、旅券については、引き続き、平成25年度から発給を開始した旅券を確実に製造するとともに、将来の旅券の開発に向けて、国内外における技術動向の調査や関係当局との情報交換を行い、偽変造・改ざん防止技術の高度化に向けた研究開発に取り組みます。

その他セキュリティ製品についても、各製品の特性を踏まえ、受注動向や社会環境の変化を迅速に捉えて製品の受注に取り組むとともに、仕様変

更の要請等に迅速かつ適切に対応するため、各製品の動向調査や特性を踏まえ、高度な偽造防止技術を施した試作品の作製に取り組みます。

4．官報、法令全書等の提供等

官報、法令全書、国会用製品等については、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、その要請に柔軟に対応するとともに、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）や製品の取扱規程に基づく情報管理及び官報の製造等に従事する職員へのインサイダー取引の発生防止に向けた教育を行うなど、情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行います。

なお、国内外の緊急時や大地震の発生等における迅速かつ確実な緊急官報の製造・発行のために、内閣府と連携した緊急官報製造訓練の実施等、非常時対応を想定した作業体制の確保に努めるとともに、国会用製品等の製造についても、緊急の要請に適切かつ確実に対応できる体制を確保します。

官報については、内閣府と連携し、官報の電子的手段による提供の推進などの取組を行います。

また、引き続き、訂正記事箇所数の削減に努め、訂正記事箇所数が、前中期目標期間までの実績平均値（100ページ当たり）を100とした相対比率について、平成25年度から平成26年度までの実績平均値が100以下となるよう取り組みます。そのために政府共通ネットワークを活用した電子入稿について、関係省庁等の利用を促進するとともに、更なる利用拡大に向けてシステムの利便性の向上を検討します。

注）ISMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）

情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（日本情報経済社会推進協会が認定）。

・ 予算、収支計画、資金計画

業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。

業務の効率化を進め、事業別管理を行うことにより、事業別の収支を的確に把握し、採算性の確保を図ります。

また、事業全体の適切な経営指標として選定した「経常収支率」及び「売上高販管費率（研究開発費を除く。）」について、中期計画に定めた目標を達成するよう取り組み、財務体質の強化と管理運営の効率化を図ります（I. 1. (1)「経費削減に向けた取組」参照）。

さらに、財務内容について、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行います。

平成 26 年度の予算、収支計画、資金計画は、以下のとおりです。

1 . 平成 26 年度予算

平成 26 年度予算

区 分	金額(百万円)
収入	
業務収入	72,053
その他収入	488
計	72,542
支出	
業務支出	59,254
人件費支出	37,907
原材料支出	6,116
その他業務支出	15,231
施設整備費	15,722
計	74,976

注 1) 上記の金額は以下の条件に基づき試算したものです（収支計画及び資金計画についても同様です。）。

○事業収入として、銀行券は、30 億枚の製造量を前提にした計

数により見込んでいます。

○人件費のベースアップ伸び率を年0%で試算しています。

注2) 施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。

注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等は、計上しています。

注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2. 平成26年度収支計画

平成26年度収支計画

区 分	金額 (百万円)
収益の部	
売上高	66,716
営業外収益	481
特別利益	0
計	67,197
費用の部	
売上原価	54,041
販売費及び一般管理費	8,656
営業外費用	160
特別損失	762
計	63,620
当期純利益	3,577
目的積立金取崩額	0
当期総利益	3,577

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

注2) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収益及び費用は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する費用は、計上しています。

注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

3 . 平成26年度資金計画

平成26年度資金計画

区 分	金額 (百万円)
資金収入	198,928
業務活動による収入	72,725
業務収入	66,896
その他収入	5,829
投資活動による収入	125,445
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	759
資金支出	198,116
業務活動による支出	59,963
原材料支出	5,681
人件費支出	38,889
その他支出	15,393
投資活動による支出	138,110
財務活動による支出	43
翌年度への繰越金	812

注1) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等は、計上しています。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

・短期借入金の限度額

予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。

・不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、不要財産が生ずる場合には処分します。

． に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

Vに規定する財産以外に、資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分します。

． 剰余金の使途

施設、設備関連（研究開発や環境保全関連を含む。）の更新・拡充など業務運営に必要なものに充当します。

． その他財務省令で定める業務運営に関する事項

1． 人事に関する計画

（1） 人材の効果的な活用

優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。

なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を遂行することができるよう努めます。

（2） 研修計画

将来を担う人材の計画的かつ継続的な育成や、職員の一層の資質向上を図るための研修計画を定め、効果的な研修の実施に取り組みます。

具体的には、階層別研修、技術系研修、職種別研修を実施することにより、モノづくり基盤を支える技能人材の育成や職員の更なるスキルアップに取り組みます。

また、専門的知識、実務などを体得させるため、国内外の大学などに職員を派遣します。

これらにより、以下の目標の達成に向けて取り組みます。

- ① 研修 研修コース数 24件以上
対象者数 800名以上
- ② 派遣（国内外の大学・研究機関等） 10名以上

2. 施設、設備に関する計画

設備投資については、事業全体の収支見込等を勘案した上で、銀行券及びその他の製品の確実かつ効率的な製造に必要な設備の更新（高機能設備への更新を含む。）等に関する計画を策定し、着実に実施します。

計画の実施に際しては、1件1億円以上の重要案件を対象として、投資目的、投資効果、設計仕様、調達方法の妥当性等について、必要な都度、理事及び本局各部長をメンバーとする「設備投資及び調達委員会」において厳格な事前審査を実施した上で理事会に諮るとともに、実施後においては、設備投資の進捗状況を把握し必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルによる適切なマネジメントを行うことにより、効率的かつ効果的な施設整備に取り組みます。また、審査結果や投資状況については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、業務実績報告書や評価を行う機関に提出する参考資料において情報開示に取り組みます。

平成26年度における施設、設備に関する計画は、以下のとおりです。

平成26年度施設、設備に関する計画

区 分		金額（百万円）
施設関連	製紙部門	371
	印刷部門	896
	共通部門	344
	小計	1,612
設備関連	製紙部門	4,716
	印刷部門	11,648
	共通部門	138
	小計	16,502
合 計		18,114

注1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

注2) 上記の金額は、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し及び保有資産の見直しを踏まえた必要な設備投資や、予見し難い事情による施設、設備の整備の追加等により変更される場合があります。

注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

3. 職場環境の整備に関する計画

職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令の遵守はもとより、安全意識を高める施策、安全活動や安全衛生教育の積極的推進、職員の心身両面にわたる健康管理の充実など、安全で働きやすい職場環境を整備するための安全衛生管理計画を定め、着実に実施します。

(1) 労働安全の保持

リスクアセスメントの取組強化、安全衛生教育等を通じて労働災害につながる危険・有害要因を排除した安全で快適な職場環境づくりと職員の安全意識の向上に取り組み、労働災害の未然防止に取り組みます。

(2) 健康管理の充実

今後の職員の高齢化などを踏まえ、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者や基礎疾患患者への健康指導・教育などのフォローアップを充実させ、職員の健康の保持・増進や自己管理意識の向上に取り組みます。

また、「心の健康づくり計画」に基づく継続的なメンタルヘルス対策に取り組みます。

注) 「心の健康づくり計画」とは、厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従い、メンタルヘルスカを継続的、計

画的に推進するための具体的方法を定めたものです。

4 . 環境保全に関する計画

地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、温室効果ガス排出量の削減に向けた環境設備投資、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施など、法令や政府の方針に沿った環境保全に関する計画を着実に実施します。

温室効果ガス排出量の削減については、空調用冷凍機を温室効果ガスの発生が少ない機器に更新するとともに、重油ボイラーの天然ガスボイラーへの更新について検討を進めるなどの取組を通じて、本中期目標期間中の温室効果ガス排出量の実績平均値が、平成 13 年度と比較し、20%以上削減できるよう取り組みます。

廃棄物排出量の削減については、廃棄物の発生の抑制や減量化に取り組むことにより、平成 25 年度から平成 26 年度までの廃棄物排出量の実績平均値が前中期目標期間までの実績平均値と比較し、3.2%程度削減できるよう取り組みます。

また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、I S O 1 4 0 0 1 認証の維持・更新や役職員の環境保全意識の向上を図るとともに、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。

さらに、環境保全に関する計画に基づく廃棄物排出量の削減、水使用量の削減など、平成 25 年度の環境に対する取組について、環境報告書を作成し印刷局ホームページで公表するとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき作成した、国立印刷局の調達方針に則った環境物品の調達に取り組みます。